

新潟県柏崎市道路除排雪費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、冬期間の降雪に対応し、町内会及び市長が適当と認めた団体（以下「町内会等」という。）が行う道路除排雪費の経費負担の軽減を図るため、当該除排雪費に対する補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(交付手続)

第2条 道路除排雪費補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において「除排雪」とは、次に掲げる除雪又は排雪をいう。

- (1) 国・県道を除く道路（市道、法定外道路、公衆用道路、農道で駐車場や施設内の場内道路は除く。）（以下「補助対象道路」という。）において、町内会等が行う除雪又は排雪作業
- (2) 補助対象道路の除雪により、道路敷地外に集積された雪山を処理するために、町内会等が行う排雪作業
- (3) 町内会等が実施する屋根雪下ろし等により、道路上に集積された雪山を処理するために、町内会等が行う除雪又は排雪作業

(補助対象事業者及び補助対象事業費)

第4条 補助対象事業者は、町内会等とし、補助対象事業費（以下「事業費」という。）は、当該除排雪費のうち機械借上げに係る経費とする。この場合において、機械借上げに係る経費とは、作業機械のリース・レンタル料、機械損料、運転手の人件費、燃料費、消耗部品費、保険料、その他運転に必要な一切の経費とし、交通誘導員や作業補助員等の人件費で、作業機械に直接関わらない経費は、補助対象外とする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、毎年12月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、事業費の75パーセントの額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(様式)

第7条 補助金の交付申請書その他の書類の様式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 道路除排雪計画書 別記第1号様式

(2) 道路除排雪費補助金交付申請書(兼実績報告書) 別記第2号様式

(3) 道路除排雪費補助金交付決定(確定)通知書 別記第3号様式

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和9年5月31日までの間は、なおその効力を有する。